

# 就学事務システム（就学援助）の標準仕様作成事業 就学援助事務システム標準化ワーキングチーム（第1回）議事概要

1. 日時 令和4年6月23日（木） 10:00～11:45
2. 会議形式 オンライン会議
3. 出席者 構成員：井高委員、犬童委員、奥山委員、門脇委員、高倉委員、松本委員、若松委員  
事務局：文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課、アビームコンサルティング株式会社
4. 議事
  - (1) 構成員の紹介
  - (2) 意見照会結果の説明と対応方針案の協議について
  - (3) 質疑応答
5. 議事概要
  - 事務局から、第1回意見照会の結果と対応方針案について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。
6. 意見交換概要
  - 転出証明書情報等の活用について、転出元から転入先への情報提供の際に、保護者から同意を得ているため、保護者の同意なしに転出証明書情報が自動で転入先へ連携されてしまうことを懸念している。
  - 転出証明書情報等の活用について、システムで転出元での養育費や児童手当の情報が得られると、事務軽減に繋がる。申請者の負担軽減になる機能が望ましいと考える。
  - 転出証明書情報等の活用について、転出元から転入についての連絡はあるが、詳細が分からないので、申請者から情報を提供してもらっている。申請書の提出時に同意を得て、転出元に認定状況や入学前学用品費の支給有無等を電話や文書等で照会している。
  - 多くの自治体で就学援助費と就学奨励費の併給管理をしていると思われるため、就学奨励費システムでも公金給付支給等口座が活用可能になると、事務負担が軽減できるので良いと考える。
  - マイナンバー利用について、自治体では条例改正等を行うことになるが、個人番号法や全国の自治体の条例改正動向について、助言がもらえると良い。  
→ご意見として受け止める。
  - 該当者の確実な把握について、前年度否認定になった者についても自動継続処理されるということか。  
→意見照会でも同様の指摘があったため記述を修正した。修正案では、前年度認定された者のみ自動継続処理されるようにした。前年度否認定になった者については、再度、新規認定者と同じフローで認定を行うことを想定している。
  - 資料の中に「申請漏れの可能性がある者について、職員が確実に把握できるように」とあるが、制度上、しなければならない事項なのか。  
→就学援助制度は、申請が前提となっている制度である。検討会で有識者から受給漏れを防止する機能の追加について意見をいただき、プッシュ型の支援機能を検討している。他方で、自治体の業務負担が増加する懸念がある。  
→転出元の自治体では認定されていたが、転入先では認定できなかったというケースもあった。過去の認定状況を自治体間で引き継げると良い。

- 自治体により基準日が異なるため、修正案の「基準日を指定して」という機能が妥当か確認して欲しい。
- 自動継続処理された者の一覧も出力されると良い。学校が就学援助の申請を受け付けており、学校で機能を活用する際に、勧奨を行う対象を把握できるようにしたい。
- 各自治体により認定基準が異なることを前提に、引き続き検討する。

○就学援助費の入学前支給について、対象者が転居した際に、転出元と転入先とどちらの自治体で支給することが多いのか。

- 2月までに申請があったものは3月に入学前支給として支給、3月までに申請のあったものは4月1日認定として新入学準備金として支給し、それ以降は対象外としている。
- 入学前支給については、入学前に支給し、入学後の支給は特例的なもののみにするべきと考える。自治体としては、確認する手間が少ない方が良い。
- 3月に入学前支給を行っているが、市区町村立学校への入学を条件としており、入学しない場合は返還を求めている。市区町村立学校に入学しない児童生徒に対して、当該市区町村が就学援助費を支給するのは難しい。転入先が支給する方が適切と考える。

○代理受領制度について、体育実技用具は現物支給しているが、それ以外は申請者へ支給している。代理受領を拡大すると、学校の事務負担が増大することを懸念している。

- 口座振込をせずあえて現金支給をし、就学援助費に対する意識を持ってもらっている。また、保護者に学校に来てもらう機会を作り、面談の機会とすることも意図している。
- 滞納がある者については学校長口座に振込み、学校に取りに来ていただいている。給食費は同意を得て代理受領している。

○就学援助の認定要件に保護者の就労を要件にし、就労していない場合は就学援助を打ち切っている自治体があると聞いているが、就労を要件にしている自治体があれば教えてほしい。

- 就労を要件にしておらず、近隣自治体でも要件にはしていないと認識している。就労を要件とすることは、制度趣旨から外れるのではないかと考える。

○意見照会で検討対象外の意見が多く寄せられているが、現在の仕様では事務が難しいと各自治体が考えているのではないか。検討対象外の意見でも、検討対象とすべきものはないか、個別に検討してほしい。

- 昨年度の第1.0版を策定した際と同様に、今回の意見の内容について自治体の業務の継続性に影響を与えるほどのものは少ないと考えるが、影響があるものについては確実に反映する。また、仕様書第1.0版については、業務の効率化を図りつつも、各自治体の制度の継続を主眼に最大公約数的に策定しているため、多くの自治体で対応可能と考える。意見照会外でも個別に質問や意見をいただいております、必要に応じて適宜修正を行う。